

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

古河市教育委員会教育長 鈴木 章 二
(公印省略)

インターネット環境がないご家庭への家庭学習用端末の貸出について

日頃より、古河市の教育行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、古河市教育委員会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、令和2年5月31日まで市立小中学校の臨時休校期間を延長しているところです。

そこで、臨時休校期間中の家庭学習を支援するため、インターネット環境がないご家庭に対し、タブレット型の端末を貸出することといたしました。

つきましては、貸出を希望するご家庭におかれましては、別紙「物品借用書」を学校までご提出くださるよう、お願いいたします。

記

- 1 目的 古河市立小中学校の臨時休校期間中における家庭学習支援のため
- 2 貸出物品 タブレット型端末（iPad）及び充電機器
※1世帯につき1セット
- 3 貸出期間 令和2年5月29日（金）まで
- 4 貸出を希望する場合の提出書類 別紙「物品借用書」※貸出時に記入要印鑑
- 5 申請書の提出先 児童生徒の在籍する小中学校
- 6 貸出に際しての留意事項
 - (1) 貸出は学校単位で行います。お子様が小・中学校に在籍している場合は、小学校に申請してください。
 - (2) 貸出の目的以外に使用しないでください。
※端末の閲覧履歴を確認できるようになっています。
 - (3) 他の方へ譲渡または転貸しないでください。
 - (4) 貸出中の物品管理については、ご家庭で責任をもって取り扱ってください。
破損等をした場合は、修繕等に係る実費分を負担していただきます。
 - (5) その他、古河市教育委員会や学校から示された、使用に際しての留意事項を遵守してください。
- 8 その他 貸出用の端末は、お手数でも保護者が学校まで取りに来てください。
※受け渡し日：5月11日（月）～ 午前9時から16時まで